

医療的ケアの相談に対応する 障がい者生活支援センターを新たに設置 ～医療的ケアの必要な方が地域で安心して生活できる環境を整えます～

1 目的

医療的ケアが必要な方やその家族が地域で安心して生活できるようにするため、医療的ケアの専門的な知識を持つ相談員を配置した、障がい者生活支援センターを設置します。

2 概要

令和3年度に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方自治体は、必要な相談体制の整備を行うこととされました。

本市では、それ以前からも、障がい種別ごとの障がい者生活支援センターと中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置して相談支援事業を実施してきましたが、医療的ケア児者やその家族からの専門的な相談に対応できるよう、新たに医療的ケアに特化した障がい者生活支援センターを設置します。

3 スケジュール

事業開始 令和7年4月

4 予算額（予定）

委託料 6,490千円

5 その他

今回の設置により、障がい者生活支援センター5か所と基幹相談支援センター1か所の相談支援体制となります。



名 称	主な対象者
基幹相談支援センターしゃきょう	全障がい者
春日苑障がい者生活支援センター	身体障がい者
障がい者生活支援センターかすがい	知的障がい者
障がい者生活支援センターJHNまある	精神障がい者
障がい者生活支援センターあっとわん	障がい児
(仮称) 医療的ケア児等障がい者生活支援センター	医療的ケア児者